

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成21年8月14日
【会社名】	株式会社ジー・テイスト
【英訳名】	G.taste Co.,Ltd
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 稲吉 史泰
【本店の所在の場所】	仙台市若林区大和町五丁目33番18号
【電話番号】	022(237)5566
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 川上 一郎
【最寄りの連絡場所】	仙台市若林区大和町五丁目33番18号
【電話番号】	022(237)5566
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 川上 一郎
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 600,000,000円 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債 1,050,000,000円 総計 1,650,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債(第1回新株予約権付社債)(短期社債を除く。)]

銘柄	株式会社ジー・テイスト第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 (転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
記名・無記名の別	無記名式 新株予約権付社債券は発行しないものとする。
券面総額又は振替社債の総額(円)	金600,000,000円
各社債の金額(円)	金15,000,000円の1種
発行価額の総額(円)	金600,000,000円
発行価格(円)	額面100円につき金100円 ただし、本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
利率(%)	年率3%
利払日	毎年2月末日及び8月末日
利息支払の方法	<p>1 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債が償還される日までこれをつけ、平成22年2月28日を第1回の利払日としてその日までの分を支払い、その後毎年2月末日及び8月末日(以下「利払日」という。)に、当該利払日の直前の利払日(第1回の利払日においては払込期日)の翌日から当該利払日までの期間(以下「利息計算期間」という。)について、各々その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を計算するときは、両端及び1年を365日とした日割計算とし、除算は最後に行い、円位未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。上記(1)に従い決定される、各利払日に支払われるべき各本社債の利息の金額を「利息金額」という。</p> <p>(3) 利払日が東京における銀行休業日にあたる場合は、その支払いを当該利払日の前営業日に繰り上げるものとする。</p> <p>(4) 次の()及び()の場合における各本社債の利息の発生並びに未払経過利息の支払いについては、それぞれ以下に定める通りとする。</p> <p>() 本新株予約権が行使された場合 本新株予約権の行使日以降、当該行使に係る各本社債の利息は発生しないものとする。なお、当該行使の効力発生日において残存する未払経過利息及び未払残高は、当該行使の効力発日後30日以内に当該行使を行った本社債権者に対してこれを支払うものとする。</p> <p>() 償還の場合 本社債の償還期日以降、当該償還に係る各本社債の利息は発生しないものとする。なお、当該償還期日において残存する未払経過利息及び未払残高は、当該償還期日において別記「償還の方法」の規定に従い、償還とともに本社債に係る利息として支払われる。</p> <p>2 利息支払事務取扱者(利息支払場所) 株式会社ジー・テイスト 管理本部</p>
償還期限	平成26年8月29日(金)
償還の方法	<p>1 償還金額 額面100円につき金100円</p> <p>2 償還の方法及び期限 (1) 平成26年8月29日にその総額を額面100円につき金100円で償還する。</p>

	<p>(2) 本社債権者の選択による繰上償還 本社債権者は、別記「財務上の特約(その他の条項)」の規定に従い、その保有する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを当社に対し請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本社債権者は、所定の償還請求書に、償還を受けようとする本社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印をしたうえで、本欄第3項記載の償還金支払場所に提出しなければならない。償還日は、償還請求を行った日から30日以内で、当社がこれを定めるものとする。</p> <p>(3) 当社の選択による繰上償還 当社は、当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をすることを当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議をした場合。)で決議した場合、当該組織再編成行為の効力発生日以前に、その時点において未償還の本社債の全部を本社債の額面100円につき金100円で繰上償還することができる。</p> <p>(4) 買入消却 当社は、発行日の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を買い入れることができる。</p> <p>(5) 本社債の満期償還日(繰上償還された場合には繰上償還日)が東京における銀行休業日であるときは、支払いはその前営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>3 償還金支払事務取扱者(償還金支払場所) 株式会社ジー・テイスト 管理本部</p>
募集の方法	第三者割当ての方法により、全額を株式会社ジー・コミュニケーションに割当てる。(注8)
申込証拠金(円)	該当事項なし。
申込期間	平成21年8月31日(月)
申込取扱場所	株式会社ジー・テイスト 管理本部
払込期日	平成21年8月31日(月) 本新株予約権を割当てる日は平成21年8月31日とする。
振替機関	該当事項なし。
担保	本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約 (担保提供制限)	当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、本新株予約権の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資することが新株予約権の内容とされたものをいう。
財務上の特約 (その他の条項)	本新株予約権付社債の払込期日以降、当社の決算期における損益計算書(財務諸表等規則によるものとし、監査済みであることを要する。)に示される当期純損益が3期連続して損失となった場合、その3期目の決算期の末日より4ヶ月を経過した日以降、本社債権者は当社に対して繰上償還を請求することができる。
取得格付	取得していない

(注) 1 本「1 新規発行新株予約権付社債(第1回新株予約権付社債)(短期社債を除く。)」において、当該新株予約権付社債を以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」といい、新株予約権部分を「本新株予約権」という。

2 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書および会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

3 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合は、本社債について期限の利益を喪失する。

- (1) 当社が、いずれかの本社債につき、別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定又は別記「償還の方法」欄第2項第(2)号の規定に違背し、7日以内にその履行をすることができないとき。
- (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (3) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (4) 当社が、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散(新設若しくは吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社若しくは存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害さないと認められる場合を除く。)の決議を行ったとき。
- (5) 当社が、破産宣告、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定若しくは特別清算開始の命令を受けたとき。

当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合、本社債権者に対し直ちにその旨を公告する。

4 本社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債権者に対して公告をする場合は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接通知する方法によることができる。

5 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債総額の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

6 費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とする。

- (1) 上記(注4)に定める公告に関する費用
- (2) 上記(注5)に定める社債権者集会に関する費用

7 準拠法

日本法

- 8 割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係等は以下のとおりである。なお、割当予定先の内容及び当社との関係の欄は、別段の表示のない限り、平成21年8月14日現在におけるものである。

割当予定先の氏名又は名称		株式会社ジー・コミュニケーション	
割当新株予約権付社債(額面)		金600,000,000円	
払込金額		金600,000,000円	
割当予定先の内容	住所	名古屋市北区黒川本通五丁目12番地の3	
	代表者の氏名	代表取締役 稲吉 正樹	
	資本の額	3,754百万円	
	事業内容	連結持株親会社及び店舗デザイン施工業務	
	大株主(平成21年3月31日現在)	稲吉 正樹 71.36% Oakキャピタル株式会社 3.31% 株式会社West Trading 3.11% ジャフコV1-B号投資事業有限責任組合 2.17% 投資事業有限責任組合エヌアイエフグローバルファンド 1.52% ジャフコV1-スター投資事業有限責任組合 1.30% S M B Cキャピタル8号投資事業有限責任組合 1.19% 野村アール・アンド・エー第三号投資事業有限責任組合 1.12% アサヒビール株式会社 1.05% ジャフコV1-A号投資事業有限責任組合 0.91%	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当先の株式の数(平成21年3月31日現在)	-
		割当先が保有している当社の株式の数(平成21年3月31日現在)	20,264,000株
	取引関係	業務の運営における助言、店舗の施工、備品の購入	
	人的関係	山本 大介(当社非常勤取締役、割当先の取締役経営企画本部長)	

(1) 募集の目的及び理由

当社は、平成21年8月1日を効力発生日とし、株式会社グローバルアクトと合併いたしました。その結果、当社は、関東以北(一部静岡含む)を主な営業テリトリーとして、寿司、居酒屋、教育それぞれの業態で計272店舗(校舎)(平成21年8月14日現在)を展開しております。

前事業年度以降、景況感の悪化を受け既存店舗の収益性が悪化する中、収益性の向上を図るべく、新規出店は抑制しながら、既存店舗のリニューアル、業態転換を柱として主に既存店舗の売上高回復に努めてまいりました。本事業年度におきましても、新規出店を6店舗計画している他、重要な改修を14店舗予定しております。

2008年9月の所謂リーマン・ショック以降、景況感のさらなる悪化に伴い、現在の金融情勢は非常に厳しいものとなっておりますが、上記の施策を実行することによる売上高及び利益の成長が株主価値の向上に資すると考えております。

第1回新株予約権付社債は、主に、上記の店舗の改修等の設備投資を目的としております。上記記載の通り既存店舗のリニューアル、業態転換を柱として主に既存店舗の売上高回復と最低限の新規出店により売上高及び利益水準の持続的な成長が株主価値向上に資すると考えております。

一方で、合併の影響により借入金が増加傾向にあることから、当面の経営課題として財務体質の強化に取り組んでおります。

第2回新株予約権付社債については、平成21年8月1日に合併いたしました株式会社グローバルアクトから継承いたしました割当先である株式会社ジー・コミュニケーションからの借入金1,063百万円のうち、当該社債発行時の手取概算額相当分の資本化を目的としたものであります。

借入金の圧縮及び株主資本の充実による財務体質の強化は、長期安定的な収益性の向上及び業務の拡大を図っていくために、必要不可欠と判断したものです。

(2) 第三者割当による新株予約権付社債の発行の目的及び理由

今般の金融情勢の悪化から資金調達手段の多様化を検討する中で、転換社債型新株予約権付社債の発行は、将来の株式への転換による資本増加が見込める手法でありながら、一般に権利行使にあたっては市場環境や株価の推移などが考慮されることが選択の理由として挙げられます。

また、転換価額修正条項付(MS型)無担保転換社債型新株予約権付社債の発行では、想定以上の株式希薄化が進む恐れがあることから、既存株主の利益に配慮しMS型の手法を採用しない第1回新株予約権付社債および第2回新株予約権付社債の発行が適切であると判断いたしました。また、発行の目的に記載の通り、第1回新株予約権付社債は、主に店舗の改修等の設備投資を目的としております。一方、第2回新株予約権付社債については、平成21年8月1日に合併いたしました株式会社グローバルアクトから継承いたしました割当先である株式会社ジー・コミュニケーションからの借入金1,063百万円のうち、当該社債発行時の手取概算額相当分の資本化を目的としたものであり、以上のような発行目的の違いから第1回新株予約権付社債と第2回新株予約権付社債では、満期償還日が異なることから、回号を分けて発行しております。

さらに、当社は、第1回新株予約権付社債および第2回新株予約権付社債の発行にあたって、公募増資並びに株式の第三者割当増資等も検討いたしました。しかしながら、公募増資に関しては市場状況を勘案した結果、最良のタイミングではないと判断いたしました。

なお、当該割当についても、市場環境や株価推移など既存株主の利益に配慮しながら株式への転換を図ることができることから、転換社債型新株予約権付社債の方法を選択いたしました。

(3) 発行条件等の合理性

発行価額の算定根拠発行価額(額面の100%)は、新株予約権付社債の価値に影響を与える様々な要因を定量的・定性的に分析し、今回採用した各種条件を含め、第1回新株予約権付社債および第2回新株予約権付社債に付された新株予約権内在する理論的な経済価値と、第1回新株予約権付社債および第2回新株予約権付社債の発行に際し、社債部分の利率、払込金額等のその他の発行条件を踏まえて当社が得ることのできる経済的価値を勘案し、全体として、適切な価額であると判断しました。

また、当社の監査役会は、第1回新株予約権付社債および第2回新株予約権付社債の発行条件は合理的である旨の意見を述べております。なお、転換価額については、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日のジャスダック証券取引所における当社普通株式の終値に0.9を乗じた価額(小数点未満切上げ)である107円と致しました。

発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した理由

当社の発行済株式数は、46,044,134株であり、第1回新株予約権付社債および第2回新株予約権付社債の潜在株式数は15,420,560株であり、全株転換された場合、転換後の発行済株式数に対して25.09%の希薄化が生じます。しかし、第1回新株予約権付社債および第2回新株予約権付社債の発行により、収益性の向上及び業容の拡大を図るために必要な財務体質の強化を図ることが可能となり、その結果株主価値の向上が見込まれるため、合理的な規模であると判断しております。

また、第1回新株予約権付社債および第2回新株予約権付社債は転換価格修正条項が付されておらず、一定の事由により調整される場合を除いては常に一定であり、権利行使による希薄化は発行時に確定します。したがって、第1回新株予約権付社債および第2回新株予約権付社債の発行は、既存株主様への影響を限定するものであると考えております。

以上のような理由から、発行数量及び希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

(4) 割当先を選定した理由

割当先となる株式会社ジー・コミュニケーションは、当社の筆頭株主であります。店舗の施工、備品の購入等の取引のほか、店舗改装や業態転換など当社の中長期的な企業価値向上のために業務の運営における助言を頂いております。

今回の第1回新株予約権付社債および第2回新株予約権付社債の発行方法につき、資金調達における既存株主様に対する考え方、また当社に対する債権に関して、業績動向や市場の状況を鑑みたくえでの機動的な資本化について、十分な理解が得られたことから同社を割当先として選定いたしました。

なお、面談等を通じて同社及びその取引先が反社会勢力との取引関係および資本関係を有していないことを確認しており、同社からも、この度の第1回新株予約権付社債および第2回新株予約権付社債の引受けに伴い、反社会的勢力の関与がない旨を書面にて確認しております。

(5) 割当先の保有方針

第1回新株予約権付社債

当社と割当先との間において、本新株予約権付社債に関する継続保有の取り決めはありません。割当先は、第1回新株予約権付社債に付された新株予約権の行使の結果として取得した当社株式については、当該割当先の判断で第三者に売却することができます。また、当社の取締役会決議による承認を前提として、割当先は第1回新株予約権付社債を第三者に譲渡できます。

株式会社ジー・コミュニケーションには、第1回新株予約権付社債に付された新株予約権の権利行使や当社株式の売却、及び第1回新株予約権付社債の譲渡に関して、当社の合併後の業績動向や市場の状況及び他の株主様への影響等を十分考慮したうえで、行っていただくよう適切な意思決定をお願いしております。

なお、第1回新株予約権付社債の第三者への譲渡を検討するに当たっては、当社の取引先等、安定的な保有、あるいは市場の状況及び他の株主様への影響等を考慮いただくことが出来ることを前提とした譲渡先候補から最終的な譲渡先を選定頂くようお願いしております。

（新株予約権付社債に関する事項）

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式</p> <p>（完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何らの限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、1単元の株式数は100株であり、振替株式であります。）</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>本新株予約権の行使請求（別記「新株予約権の行使期間」欄に定義する。）により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を下記に定める転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。</p> <p>なお、「転換価額」とは、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項記載の金額を指しますが、同欄第3項によりこれが調整される場合には、かかる調整後の金額を指します。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、本社債の払込金額と同額とします。</p> <p>2 転換価額は、当初1株につき107円とします。</p> <p>3 転換価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整します。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・1株あたりの処分株式数} \times \text{発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによります。</p> <p>本欄(4)に定める時価を下回る払込金額をもって発行する当社普通株式またはその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合 調整後の転換価額は、払込期日または払込期日の末日の翌日以降、また、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割または普通株式の無償割当をする場合 調整後の転換価額は、当該株式分割または無償割当により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。</p> <p>本欄(4)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）または当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、または行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合、なお、新株予約権無償割当ての場合（新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む、以下同じ。）は、新株予約権を無償として当該新株予約権を発行したのものとして本欄(4)を適用する。</p> <p>調整後の転換価額は、発行される証券（権利）または新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で取得または行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券（権利）または新株予約権の払込期日または払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。</p>

	<p>(3) 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。</p> <p>(4) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。</p> <p>転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(当社普通株式に関し終値のない日数を除く。)の当社普通株式終値の平均値とする。</p> <p>この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。</p> <p>転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。</p> <p>(5) 本欄(2)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式数の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき、その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本欄(1)乃至(5)により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金600,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、当初107円とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生ずる場合は、その端数を切上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する基本金の額を減じた額とする。</p>

新株予約権の行使期間	平成21年9月1日から平成26年8月28日までの間(以下、「行使可能期間」という。)いつでも本新株予約権を行使すること(以下、「行使請求」という。)ができる。但し、当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還日の3営業日前の日まで、本社債権者の選択による本社債の繰上償還の場合は、所定の償還請求書が別記「償還の方法」欄第3項記載の償還金支払場所に提出されたときまで、また 期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。 上記のいずれの場合も、平成26年8月28日より後に本新株予約権を行使することはできない。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 行使請求受付場所 株主名簿管理人 住友信託銀行 証券代行部 2 行使請求の取次場所 該当事項なし。 3 払込取扱場所 該当事項なし。
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部につきその行使を請求することはできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項なし。 なお、本新株予約権の取得事由は定めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本社債は会社法第254条第2項本文および第3項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできません。また、本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会決議による事前の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。 但し、組織再編成行為等が生じた場合、当社は、日本法およびその他法令諸規則の適用にしたがって、承継会社等をして、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の期間中、当該組織再編成行為直前に本新株予約権を行使した場合に保有することとなる当社の普通株式の株主が、当該組織再編成行為に際し取得できた現金または株式その他の財産を取得することができるような新たな権利を本新株予約権の保持者に付与するよう最善の努力を行うものとする。

(注) 1 本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。

2 本新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。

行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。

3 新株予約権行使の効力発生時期

行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求受付場所に到着した日に発生します。

4 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)及びその他の関係法令に基づき、本社債権者が指定する、口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口への増加の記録を行うことにより株式を交付します。

5 本新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しないこととします。

2【新規発行新株予約権付社債(第2回新株予約権付社債)(短期社債を除く。)]

銘柄	株式会社ジー・テイスト第2回無担保転換社債型新株予約権付社債 (転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
記名・無記名の別	無記名式 新株予約権付社債券は発行しないものとする。
券面総額又は振替社債の総額(円)	金1,050,000,000円
各社債の金額(円)	金25,000,000円の1種
発行価額の総額(円)	金1,050,000,000円
発行価格(円)	額面100円につき金100円 ただし、本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
利率(%)	年率3%
利払日	毎年2月末日及び8月末日
利息支払の方法	<p>1 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債が償還される日までこれをつけ、平成22年2月28日を第1回の利払日としてその日までの分を支払い、その後毎年2月末日及び8月末日(以下「利払日」という。)に、当該利払日の直前の利払日(第1回の利払日においては払込期日)の翌日から当該利払日までの期間(以下「利息計算期間」という。)について、各々その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を計算するときは、両端及び1年を365日とした日割計算とし、除算は最後に行い、円位未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。上記(1)に従い決定される、各利払日に支払われるべき各本社債の利息の金額を「利息金額」という。</p> <p>(3) 利払日が東京における銀行休業日にあたる場合は、その支払いを当該利払日の前営業日に繰り上げるものとする。</p> <p>(4) 次の()及び()の場合における各本社債の利息の発生並びに未払経過利息の支払いについては、それぞれ以下に定める通りとする。</p> <p>() 本新株予約権が行使された場合 本新株予約権の行使日以降、当該行使に係る各本社債の利息は発生しないものとする。なお、当該行使の効力発生日において残存する未払経過利息及び未払残高は、当該行使の効力発生日後30日以内に当該行使を行った本社債権者に対してこれを支払うものとする。</p> <p>() 償還の場合 本社債の償還期日以降、当該償還に係る各本社債の利息は発生しないものとする。なお、当該償還期日において残存する未払経過利息及び未払残高は、当該償還期日において別記「償還の方法」の規定に従い、償還とともに本社債に係る利息として支払われる。</p> <p>2 利息支払事務取扱者(利息支払場所) 株式会社ジー・テイスト 管理本部</p>
償還期限	平成25年8月30日(金)

償還の方法	<p>1 償還金額 額面100円につき金100円</p> <p>2 償還の方法及び期限 (1) 平成25年8月30日にその総額を額面100円につき金100円で償還する。 (2) 本社債権者の選択による繰上償還 本社債権者は、別記「財務上の特約(その他の条項)」の規定に従い、その保有する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを当社に対し請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本社債権者は、所定の償還請求書に、償還を受けようとする本社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印をしたうえ、本欄第3項記載の償還金支払場所に提出しなければならない。償還日は、償還請求を行った日から30日以内で、当社がこれを定めるものとする。 (3) 当社の選択による繰上償還 当社は、当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をすることを当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議をした場合。)で決議した場合、当該組織再編成行為の効力発生日以前に、その時点において未償還の本社債の全部を本社債の額面100円につき金100円で繰上償還することができる。 (4) 買入消却 当社は、発行日の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を買い入れることができる。 (5) 本社債の満期償還日(繰上償還された場合には繰上償還日)が東京における銀行休業日であるときは、支払いはその前営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>3 償還金支払事務取扱者(償還金支払場所) 株式会社ジー・テイスト 管理本部</p>
募集の方法	第三者割当ての方法により、全額を株式会社ジー・コミュニケーションに割当てる。(注8)
申込証拠金(円)	該当事項なし。
申込期間	平成21年8月31日(月)
申込取扱場所	株式会社ジー・テイスト 管理本部
払込期日	平成21年8月31日(月) 本新株予約権を割当てる日は平成21年8月31日とする。
振替機関	該当事項なし。
担保	本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約 (担保提供制限)	当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、本新株予約権の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資することが新株予約権の内容とされたものをいう。
財務上の特約 (その他の条項)	本新株予約権付社債の払込期日以降、当社の決算期における損益計算書(財務諸表等規則によるものとし、監査済みであることを要する。)に示される当期純損益が3期連続して損失となった場合、その3期目の決算期の末日より4ヶ月を経過した日以降、本社債権者は当社に対して繰上償還を請求することができる。
取得格付	取得していない

(注) 1 本「2 新規発行新株予約権付社債(第2回新株予約権付社債)(短期社債を除く。)」において、当該新株予約権付社債を以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」といい、新株予約権部分を「本新株予約権」という。

2 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書および会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

3 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合は、本社債について期限の利益を喪失する。

(1) 当社が、いずれかの本社債につき、別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定又は別記「償還の方法」欄

第2項第(2)号の規定に違背し、7日以内にその履行をすることができないとき。

- (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (3) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (4) 当社が、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散（新設若しくは吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社若しくは存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害さないと認められる場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (5) 当社が、破産宣告、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定若しくは特別清算開始の命令を受けたとき。

当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合、本社債権者に対し直ちにその旨を公告する。

4 本社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債権者に対して公告をする場合は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接通知する方法によることができる。

5 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債総額の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

6 費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とする。

- (1) 上記（注4）に定める公告に関する費用
- (2) 上記（注5）に定める社債権者集会に関する費用

7 準拠法

日本法

- 8 割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係等は以下のとおりである。なお、割当予定先の内容及び当社との関係の欄は、別段の表示のない限り、平成21年8月14日現在におけるものである。

割当予定先の氏名又は名称		株式会社ジー・コミュニケーション	
割当新株予約権付社債(額面)		金1,050,000,000円	
払込金額		金1,050,000,000円	
割当予定先の内容	住所	名古屋市北区黒川本通五丁目12番地の3	
	代表者の氏名	代表取締役 稲吉 正樹	
	資本の額	3,754百万円	
	事業内容	連結持株親会社及び店舗デザイン施工業務	
	大株主(平成21年3月31日現在)	稲吉 正樹 71.36% Oakキャピタル株式会社 3.31% 株式会社West Trading 3.11% ジャフコV1-B号投資事業有限責任組合 2.17% 投資事業有限責任組合エヌアイエフグローバルファンド 1.52% ジャフコV1-スター投資事業有限責任組合 1.30% S M B Cキャピタル8号投資事業有限責任組合 1.19% 野村アール・アンド・エー第三号投資事業有限責任組合 1.12% アサヒビール株式会社 1.05% ジャフコV1-A号投資事業有限責任組合 0.91%	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当先の株式の数(平成21年3月31日現在)	-
		割当先が保有している当社の株式の数(平成21年3月31日現在)	20,264,000株
	取引関係	業務の運営における助言、店舗の施工、備品の購入	
	人的関係	山本 大介(当社非常勤取締役、割当先の取締役経営企画本部長)	

(1) 募集の目的及び理由

当社は、平成21年8月1日を効力発生日とし、株式会社グローバルアクトと合併いたしました。その結果、当社は、関東以北(一部静岡含む)を主な営業テリトリーとして、寿司、居酒屋、教育それぞれの業態で計272店舗(校舎)(平成21年8月14日現在)を展開しております。

前事業年度以降、景況感の悪化を受け既存店舗の収益性が悪化する中、収益性の向上を図るべく、新規出店は抑制しながら、既存店舗のリニューアル、業態転換を柱として主に既存店舗の売上高回復に努めてまいりました。本事業年度におきましても、新規出店を6店舗計画している他、重要な改修を14店舗予定しております。

2008年9月の所謂リーマン・ショック以降、景況感のさらなる悪化に伴い、現在の金融情勢は非常に厳しいものとなっておりますが、上記の施策を実行することによる売上高及び利益の成長が株主価値の向上に資すると考えております。

第1回新株予約権付社債は、主に、上記の店舗の改修等の設備投資を目的としております。上記記載の通り既存店舗のリニューアル、業態転換を柱として主に既存店舗の売上高回復と最低限の新規出店により売上高及び利益水準の持続的な成長が株主価値向上に資すると考えております。

一方で、合併の影響により借入金が増加傾向にあることから、当面の経営課題として財務体質の強化に取り組んでおります。

第2回新株予約権付社債については、平成21年8月1日に合併いたしました株式会社グローバルアクトから継承いたしました割当先である株式会社ジー・コミュニケーションからの借入金1,063百万円のうち、当該社債発行時の手取概算額相当分の資本化を目的としたものであります。

借入金の圧縮及び株主資本の充実による財務体質の強化は、長期安定的な収益性の向上及び業務の拡大を図っていくために、必要不可欠と判断したものです。

(2) 第三者割当による新株予約権付社債の発行の目的及び理由

今般の金融情勢の悪化から資金調達手段の多様化を検討する中で、転換社債型新株予約権付社債の発行は、将来の株式への転換による資本増加が見込める手法でありながら、一般に権利行使にあたっては市場環境や株価の推移などが考慮されることが選択の理由として挙げられます。

また、転換価額修正条項付（MS型）無担保転換社債型新株予約権付社債の発行では、想定以上の株式希薄化が進む恐れがあることから、既存株主の利益に配慮しMS型の手法を採用しない第1回新株予約権付社債および第2回新株予約権付社債の発行が適切であると判断いたしました。また、発行の目的に記載の通り、第1回新株予約権付社債は、主に店舗の改修等の設備投資を目的としております。一方、第2回新株予約権付社債については、平成21年8月1日に合併いたしました株式会社グローバルアクトから継承いたしました割当先である株式会社ジー・コミュニケーションからの借入金1,063百万円のうち、当該社債発行時の手取概算額相当分の資本化を目的としたものであり、以上のような発行目的の違いから第1回新株予約権付社債と第2回新株予約権付社債では、満期償還日が異なることから、回数を分けて発行しております。

さらに、当社は、第1回新株予約権付社債および第2回新株予約権付社債の発行にあたって、公募増資並びに株式の第三者割当増資等も検討いたしました。しかしながら、公募増資に関しては市場状況を勘案した結果、最良のタイミングではないと判断いたしました。

なお、当該割当についても、市場環境や株価推移など既存株主の利益に配慮しながら株式への転換を図ることができることから、転換社債型新株予約権付社債の方法を選択いたしました。

(3) 発行条件等の合理性

発行価額の算定根拠発行価額（額面の100%）は、新株予約権付社債の価値に影響を与える様々な要因を定量的・定性的に分析し、今回採用した各種条件を含め、第1回新株予約権付社債および第2回新株予約権付社債に付された新株予約権内在する理論的な経済価値と、第1回新株予約権付社債および第2回新株予約権付社債の発行に際し、社債部分の利率、払込金額等のその他の発行条件を踏まえて当社が得ることのできる経済的価値を勘案し、全体として、適切な価額であると判断しました。

また、当社の監査役会は、第1回新株予約権付社債および第2回新株予約権付社債の発行条件は合理的である旨の意見を述べております。なお、転換価額については、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日のジャスダック証券取引所における当社普通株式の終値に0.9を乗じた価額（小数点未満切上げ）である107円と致しました。

発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した理由

当社の発行済株式数は、46,044,134株であり、第1回新株予約権付社債および第2回新株予約権付社債の潜在株式数は15,420,560株であり、全株転換された場合、転換後の発行済株式数に対して25.09%の希薄化が生じます。しかし、第1回新株予約権付社債および第2回新株予約権付社債の発行により、収益性の向上及び業容の拡大を図るために必要な財務体質の強化を図ることが可能となり、その結果株主価値の向上が見込まれるため、合理的な規模であると判断しております。

また、第1回新株予約権付社債および第2回新株予約権付社債は転換価格修正条項が付されておらず、一定の事由により調整される場合を除いては常に一定であり、権利行使による希薄化は発行時に確定します。したがって、第1回新株予約権付社債および第2回新株予約権付社債の発行は、既存株主様への影響を限定するものであると考えております。

以上のような理由から、発行数量及び希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

(4) 割当先を選定した理由

割当先となる株式会社ジー・コミュニケーションは、当社の筆頭株主であります。店舗の施工、備品の購入等の取引のほか、店舗改装や業態転換など当社の中長期的な企業価値向上のために業務の運営における助言を頂いております。

今回の第1回新株予約権付社債および第2回新株予約権付社債の発行方法につき、資金調達における既存株主様に対する考え方、また当社に対する債権に関して、業績動向や市場の状況を鑑みたくえでの機動的な資本化について、十分な理解が得られたことから同社を割当先として選定いたしました。

なお、面談等を通じて同社及びその取引先が反社会勢力との取引関係および資本関係を有していないことを確認しており、同社からも、この度の第1回新株予約権付社債および第2回新株予約権付社債の引受けに伴い、反社会的勢力の関与がない旨を書面にて確認しております。

(5) 割当先の保有方針

第2回新株予約権付社債

当社と割当先との間において、本新株予約権付社債に関する継続保有の取り決めはありません。割当先は、第2回新株予約権付社債に付された新株予約権の行使の結果として取得した当社株式については、当該割当先の判断で第三者に売却することができます。また、当社の取締役会決議による承認を前提として、割当先は第2回新株予約権付社債を第三者に譲渡できます。

株式会社ジー・コミュニケーションには、第2回新株予約権付社債に付された新株予約権の権利行使や当社株式の売却、及び第2回新株予約権付社債の譲渡に関して、当社の合併後の業績動向や市場の状況及び他の株主様への影響等を十分考慮したうえで、行っていただくよう適切な意思決定をお願いしております。

なお、第2回新株予約権付社債の第三者への譲渡を検討するに当たっては、当社の取引先等、安定的な保有、あるいは市場の状況及び他の株主様への影響等を考慮いただくことが出来ることを前提とした譲渡先候補から最終的な譲渡先を選定頂くようお願いしております。

（新株予約権付社債に関する事項）

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 （完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何らの限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、1単元の株式数は100株であり、振替株式であります。）</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>本新株予約権の行使請求（別記「新株予約権の行使期間」欄に定義する。）により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を下記に定める転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。</p> <p>なお、「転換価額」とは、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項記載の金額を指しますが、同欄第3項によりこれが調整される場合には、かかる調整後の金額を指します。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、本社債の払込金額と同額とします。</p> <p>2 転換価額は、当初1株につき107円とします。</p> <p>3 転換価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整します。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・1株あたりの処分株式数} \times \text{発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによります。</p> <p>本欄(4)に定める時価を下回る払込金額をもって発行する当社普通株式またはその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合 調整後の転換価額は、払込期日または払込期日の末日の翌日以降、また、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割または普通株式の無償割当をする場合 調整後の転換価額は、当該株式分割または無償割当により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。</p> <p>本欄(4)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）または当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、または行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合、なお、新株予約権無償割当ての場合（新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む、以下同じ。）は、新株予約権を無償として当該新株予約権を発行したのものとして本欄(4)を適用する。</p> <p>調整後の転換価額は、発行される証券（権利）または新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で取得または行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券（権利）または新株予約権の払込期日または払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。</p>

	<p>(3) 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。</p> <p>(4) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。</p> <p>転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(当社普通株式に関し終値のない日数を除く。)の当社普通株式終値の平均値とする。</p> <p>この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。</p> <p>転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。</p> <p>(5) 本欄(2)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式数の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき、その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本欄(1)乃至(5)により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金1,050,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、当初107円とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生ずる場合は、その端数を切上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する基本金の額を減じた額とする。</p>

新株予約権の行使期間	平成21年9月1日から平成25年8月29日までの間(以下、「行使可能期間」という。)いつでも本新株予約権を行使すること(以下、「行使請求」という。)ができる。但し、当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還日の3営業日前の日まで、本社債権者の選択による本社債の繰上償還の場合は、所定の償還請求書が別記「償還の方法」欄第3項記載の償還金支払場所に提出されたときまで、また 期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。 上記のいずれの場合も、平成25年8月29日より後に本新株予約権を行使することはできない。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 行使請求受付場所 株主名簿管理人 住友信託銀行 証券代行部 2 行使請求の取次場所 該当事項なし。 3 払込取扱場所 該当事項なし。
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部につきその行使を請求することはできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項なし。 なお、本新株予約権の取得事由は定めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本社債は会社法第254条第2項本文および第3項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできません。また、本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会決議による事前の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。 但し、組織再編成行為等が生じた場合、当社は、日本法およびその他法令諸規則の適用にしたがって、承継会社等をして、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の期間中、当該組織再編成行為直前に本新株予約権を行使した場合に保有することとなる当社の普通株式の株主が、当該組織再編成行為に際し取得できた現金または株式その他の財産を取得することができるような新たな権利を本新株予約権の保持者に付与するよう最善の努力を行うものとする。

(注) 1 本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計42個の本新株予約権を発行する。

2 本新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。

行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。

3 新株予約権行使の効力発生時期

行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求受付場所に到着した日に発生します。

4 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)及びその他の関係法令に基づき、本社債権者が指定する、口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口への増加の記録を行うことにより株式を交付します。

5 本新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しないこととします。

3 【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,650,000,000	4,500,000	1,645,500,000

(注) 1 上記金額は、第1回新株予約権付社債及び第2回新株予約権付社債の合計金額であります。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3 第2回新株予約権付社債の払込みは、割当予定先から当社への貸付金の一部1,049百万円を当該社債発行時の手取概算額として資本化するものであります。

(2)【手取金の使途】

第1回新株予約権付社債

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
・設備投資		
1. 業態変更 北陸地区	20	平成21年8月
2. 業態変更 関東地区	21	平成21年8月
3. 改装 関東地区	10	平成21年8月
4. 改装 東北地区	10	平成21年9月
5. 改装 東北地区	10	平成21年9月
6. 業態変更 東北地区	25	平成21年9月
7. 改装 東北地区	10	平成21年10月
8. 改装 東北地区	10	平成21年10月
9. 新規 東北地区	65	平成21年11月
10. 新規 北陸地区	65	平成21年11月
11. 新規 東北地区	65	平成21年11月
12. 新規 東北地区	65	平成21年11月
13. 新規 関東地区	65	平成21年12月
14. 業態変更 関東地区	25	平成22年1月
15. 改装 北陸地区	10	平成22年1月
16. 改装 関東地区	10	平成22年2月
17. 改装 東北地区	10	平成22年2月
18. 改装 東北地区	25	平成22年2月
19. 改装 東北地区	10	平成22年3月
20. 新規 関東地区	65	平成22年3月
合計	596	

第1回新株予約権付社債の手取金の具体的な使途は、新規出店6店舗390百万円、既存店舗の改装工事10店舗115百万円、既存店舗の業態変更4店舗91百万円の計14店舗に充当する予定であります。

第2回新株予約権付社債

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
借入金の返済	1,049	平成21年8月

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第50期事業年度）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間に追加が生じております。以下に掲げた「事業等のリスク」の内容は、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」の追加箇所を記載したものであります。また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないと判断しております。

(9) 株式の希薄化について

当社の発行済株式数は、46,044,134株であり、第1回新株予約権付社債および第2回新株予約権付社債の潜在株式数は15,420,560株であり、全株転換された場合、転換後の発行済株式数に対して25.09%の希薄化が生じます。しかし、第1回新株予約権付社債および第2回新株予約権付社債の発行により、収益性の向上及び業容の拡大を図るために必要な財務体質の強化を図ることが可能となり、その結果株主価値の向上が見込まれるため、合理的な規模であると判断しております。

また、第1回新株予約権付社債および第2回新株予約権付社債は転換価格修正条項が付されておらず、一定の事由により調整される場合を除いては常に一定であり、権利行使による希薄化は発行時に確定します。したがって、第1回新株予約権付社債および第2回新株予約権付社債の発行は、既存株主様への影響を限定するものであると考えております。

以上のような理由から、発行数量及び希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第50期)	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	平成21年6月25日 東北財務局長に提出
第1四半期報告書	事業年度 (第51期)	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	平成21年8月14日 東北財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月13日

株式会社ジー・テスト
取締役会 御中

なぎさ監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 山根 武夫 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 西井 博生 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジー・テストの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第50期事業年度の第1四半期累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行っており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジー・テストの平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成20年6月30日開催の取締役会において、株式会社ジー・エデュケーションから4校舎の事業譲受を決議し、平成20年7月1日をもって譲り受けている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月27日

株式会社 ジー・テイスト
取締役会 御中

なぎさ監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	山根 武夫 印
代表社員 業務執行社員	公認会計士	西井 博生 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジー・テイストの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジー・テイストの平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成20年5月27日開催の取締役会において、株式会社グローバルアクトからの北関東地区の4店舗の営業譲受けを決議し、平成20年6月1日をもって譲り受けている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月13日

株式会社ジー・テイスト
取締役会 御中

なぎさ監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 山根 武夫 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 西井 博生 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジー・テイストの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジー・テイスト及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、平成21年8月1日付けで、連結子会社である株式会社グローバルアクトを吸収合併している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 . 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 . 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月25日

株式会社 ジー・テイスト
取締役会 御中

なぎさ監査法人

代表社員 公認会計士 山根 武夫 印
業務執行社員
代表社員 公認会計士 西井 博生 印
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジー・テイストの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジー・テイストの平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成21年4月1日開催の取締役会において、株式会社グローバルアクトの子会社化を決議し、同日、親会社である株式会社ジー・コミュニケーションと株式譲渡契約を締結している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成21年4月1日開催の取締役会において、株式会社グローバルアクトと吸収合併契約の締結を決議し、同日、締結している。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ジー・テイストの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ジー・テイストが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。